売却区分番号	７４２－１		
見積価額	￥2，２２０，０００	公売保証金	￥３００，０００
財産の表示	1　所在　静岡県浜松市中区元魚町字愛宕下 160 番地 6 家屋番号　160 番 6 種類　居宅 構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 床面積　1 階 40.72 平方メートル 2 階 28.98 平方メートル 2　所在　静岡県浜松市中区元魚町 160 番地 7 家屋番号　160 番 7 種類　居宅 構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 床面積　1 階 34.71 平方メートル 2 階 23.14 平方メートル 3　所在　静岡県浜松市中区元魚町字愛宕下 地番　160 番 6 地目　宅地 地積　74.87 平方メートル 4　所在　静岡県浜松市中区元魚町字愛宕下 地番　160 番 7 地目　宅地 地積　63.10 平方メートル 5　所在　静岡県浜松市中区元魚町字愛宕下 地番　160 番 8 地目　宅地 地積　44.39 平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	近隣商業地域 居住誘導区域 準防火地域 宅地造成工事規制区域 屋外広告物規制　第 2 種普通規制地域 周知の埋蔵文化財包蔵地「浜松城下町」		
接道状況	南側　幅員約 2.1 メートル舗装私道（建築基準法上の道路）　ほぼ等高接面		
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	・公売財産 1（家屋番号 160 番６）の建物 昭和 38 年 12 月 20 日新築（登記による） 空家であるが、建物内には第三者の動産類がある。		

売却区分番号	７４２－１		
見積価額	￥2，２２０，０００	公売保証金	￥３００，０００
	・公売財産2（家屋番号160番7）の建物 建築年月日不詳（登記による） 空家であるが、建物内には第三者の動産類がある。 以上、令和3年10月18日現在		
特記事項	・接道要件を具備しないため、再建築及び建築確認を要する増改築等は不可。 ・公売財産２には、１階に未登記の増築部分がある。 現況１階約45平方メートル（増築部分を含む。） ・公売財産は、国税徴収法第89条第３項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。		
住居表示等	静岡県浜松市中区元魚町字愛宕下160番地６		
最寄駅等	遠州鉄道 鉄道線 新浜松駅 徒歩約12分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
ご注意していただく事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。 ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどはすべて買受人の責任において行うことになります。 ・土地の境界については、隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。 ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。		
陳述書等の提出について	・入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。 暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいいます。 なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合		

売却区分番号	７４２－１		
見　積　価　額	￥2，２２０，０００	公売保証金	￥３００，０００
	には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 　また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 　なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。		

売却区分番号	７４２－１

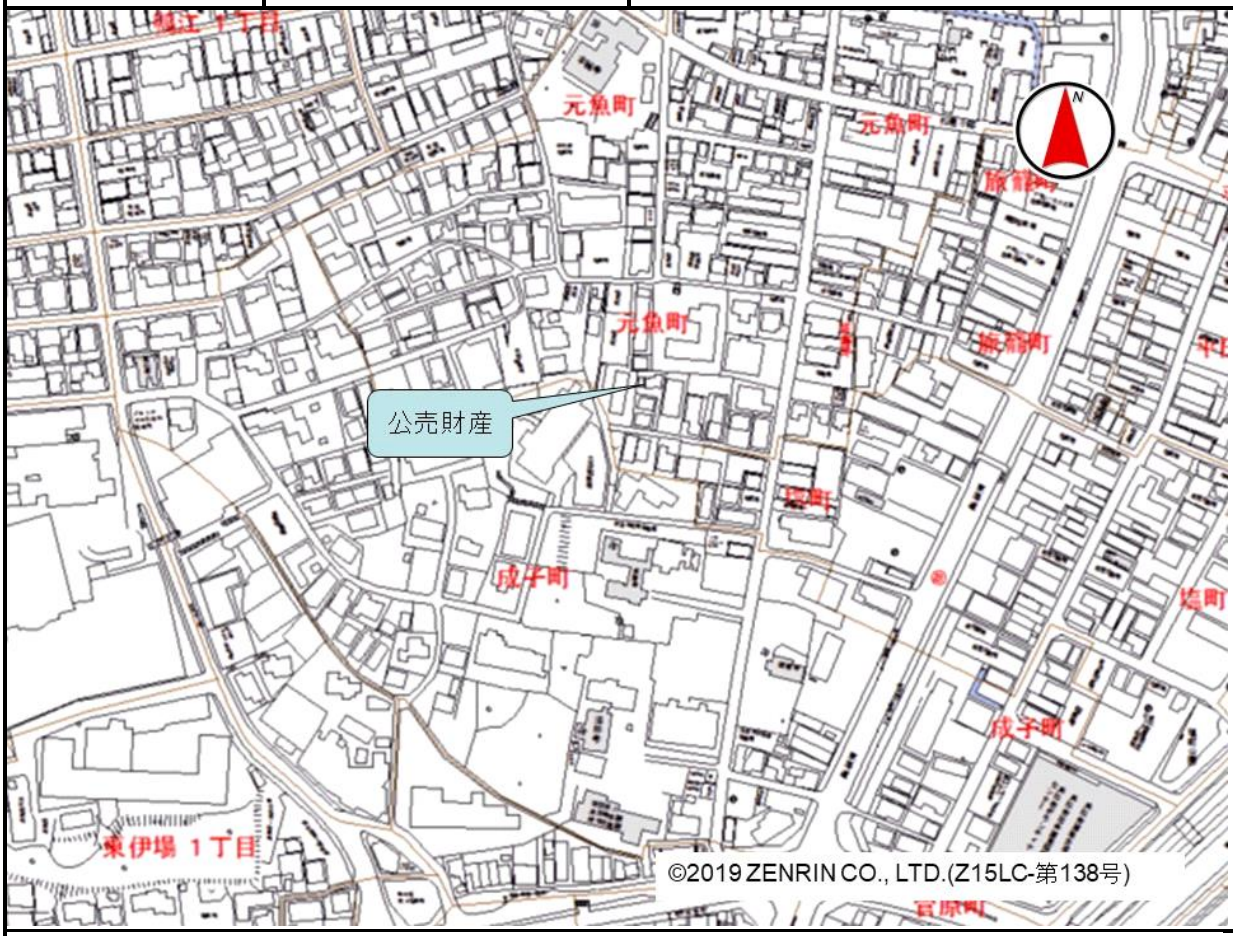
元魚町
元魚町
元魚町
旅籠町
旅籠町
成子町
成子町
東伊場 1丁目
公売財産
©2019 ZENRIN CO., LTD.(Z15LC-第138号)

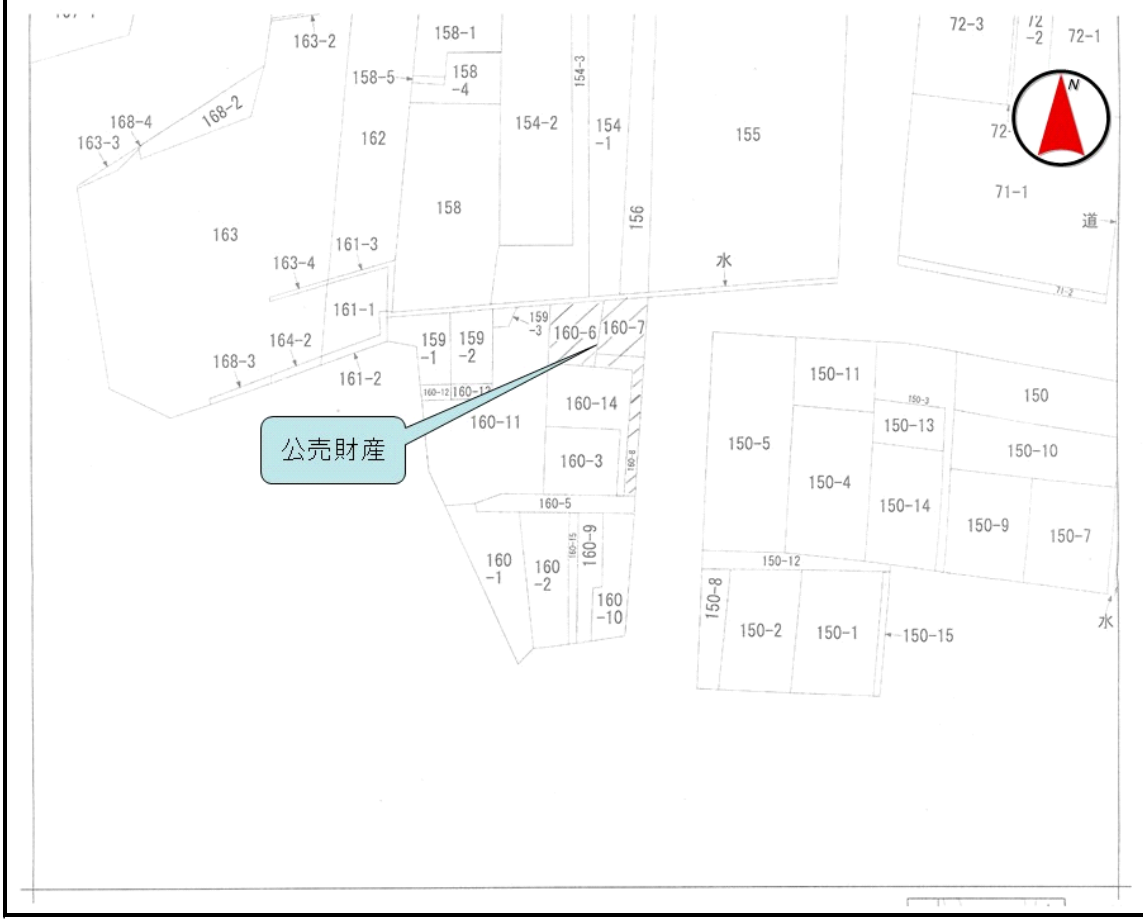
公売財産
163-2
158-1
158-5
158-4
154-3
168-4
168-2
163-3
162
154-2
154-1
155
158
156
163
161-3
163-4
水
161-1
159-3
160-6
160-7
164-2
159-1
159-2
168-3
161-2
160-14
160-11
160-3
160-5
160-9
160-1
160-2
160-10
72-3
72-2
72-1
71-1
道
150-11
150
150-5
150-13
150-10
150-4
150-14
150-9
150-7
150-12
150-8
150-2
150-1
150-15
水

売却区分番号	７４２－１

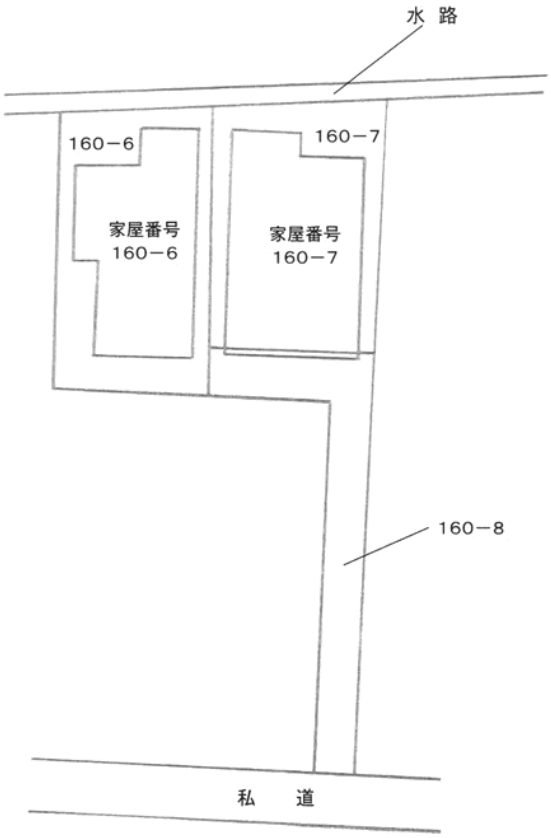

家屋番号160番6

1階

家屋番号160番7

1階

※この間取図は概略を示すためのものであり、現状と異なる場合があります。

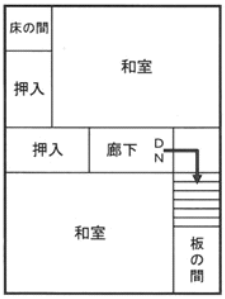

2階

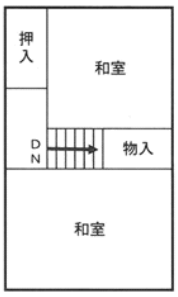

2階

売却区分番号	７４２－１

売却区分番号	７４２－１